



特集

# 2 SNS「誹謗中傷」に負けないために

小木曾 健 Ogiso Ken ネットリテラシー専門家

講演やメディア出演を通じ、ネットで絶対に失敗しない方法を伝えている。全国の学校・企業で2,000回以上の講演。著書に「ネットで勝つ情報リテラシー」(筑摩書房、2019年)など



SNSによる「誹謗中傷」<sup>ひぼう</sup>「個人攻撃」が止まりません。新型コロナ禍でも、感染者に対する嫌がらせ、飲食店に対するデマ拡散などが話題となりました。

そのような状況下で開催された東京オリンピックでは、活躍した選手に対する誹謗中傷も起きており、日本オリンピック委員会が法的措置に言及するなど、社会的な関心も高まりつつあります。

## 誹謗中傷しているのは誰？

実は以前、著名人へのSNS誹謗中傷を繰り返す人たちに直接取材をしたことがあります。彼らの属性や社会的立場はさまざまでしたが、興味深いことに、彼らには1つの共通点がありました。一言でいえば、皆「ヒマ」な人だったのです。

一般的に、周囲から頼られ感謝されているような人は、たいてい忙しく、またその忙しい日々で得られる達成感から、誰かを攻撃しようという動機も生まれにくいものです。一方で私が取材した人たちは、その多くが「自分は本来、もっと活躍できるはずなのに」という何かしらの劣等感を持っていました。誰かを攻撃し、暴言を吐き出すことで、精神のバランスを維持しながら、同時に自分の存在意義も確認しているんだろうな、と妙に納得した覚えがあります。

## どんな心理で投稿しているのか

自分たちの誹謗中傷行為を正当化する、彼ら

の論理もまた、非常に興味深く、同時に非常に身勝手なものでした。

まず「相手は著名で社会的立場も強い、たたいても壊れないサンドバッグだ」という勝手な思い込み。さらには「自分は消費する側、生殺与奪の権利がある」という勘違い。いずれもまったくの誤認識、見当違いも甚だしい誤解です。

どんなに強い人間も、100万、200万という「擦り傷」「切り傷」を負えば命にかかわります。「軽く小突いただけ」という人間が300万人いれば、小突かれた相手は死んでしまうのです。

誹謗中傷を繰り返す人たちは、そんな当たり前の想像力や思いやりを失っている人たちでもありました。

## 誹謗中傷は「犯罪」なのか

度を越えた誹謗中傷に対して、警察への刑事告訴や民事訴訟を報じるニュースも増えました。

ここで重要なのが、すべての誹謗中傷が法に触れるわけではないという点です。では、いったいどんなケースだと、犯罪になったり、賠償責任が生じたりするのでしょうか？

まず1つ目は、その投稿そのものが犯罪行為に当たるケース。「殺す」<sup>てんちゅう</sup>「天誅」「懲らしめる」などの投稿は、危害を加えるという犯罪行為の「予告」となり、威力業務妨害(刑法234条)や脅迫(刑法222条)、強要(刑法223条)といった罪に該当する可能性があります。

それらの投稿によりイベントが中止された、あるいは警備の強化を強いられたといった場合



も、同様に罪に問われるでしょう。

いずれも逮捕に至る重大な犯罪行為であり、後から「冗談でした」と釈明したところで許されるレベルではありません。

また一般的に民事訴訟のイメージが強い名誉毀損<sup>きそん</sup>も、警察に告訴すれば刑事事件として扱われます(刑法230条1項)。

## 誹謗中傷による賠償責任

2つ目は、犯罪には該当しないが、民事訴訟で損害賠償を請求されるケース。

例えば、店舗や商売に対する悪質な誹謗中傷が投稿された結果、お店の評判が下がり、風評被害で商売が立ち行かなくなれば、民事訴訟を通じて、その損害の賠償を求められる可能性があります。

2019年に「あおり運転」で逮捕者が出た事件では、容疑者と行動を共にしていた女性が、いわゆる「ガラケー女」として話題となりました。

その際、事件とはまったく関係の無いある女性経営者が「ガラケー女はコイツだ!」というぬれぎぬを着せられ、ネット上で大量の誹謗中傷攻撃にさらされたのです。

ある人物が根拠の無いこじつけで、その女性経営者をガラケー女だと勝手に決めつけ、SNSに女性経営者の実名を投稿しました。

その結果、女性経営者のもとには大量の抗議、非難が殺到。あされたことにその騒動に加担した人の中には、市議会議員など公的な立場にある人物も含まれていました。

## 拡散、リツイートも賠償の可能性

被害にあった女性経営者は、ネット事件に強い弁護士のサポートを受けながら、特に悪質な複数の投稿者に対する発信者情報開示の手続き(個人を特定する手続き)を行い、名誉毀損の賠償を求める裁判を続けています。

SNSによる誹謗中傷の多くは、裁判の手間やその費用から「泣き寝入り」で終わってしまう

ケースも多いのですが、この裁判がニュースなどで報じられた結果、誹謗中傷には賠償責任が伴う場合もある、ということを知ることになりました。

またこの裁判では、単なる「転載」や「リツイート」であっても、その拡散に悪意が認められれば、賠償責任が発生し得る、という踏み込んだ議論も行われました。そういった意味でも、一連の訴訟は非常に意義のあるものといえます。

## 「告訴」や「裁判」以外の対処法

誹謗中傷の対抗手段は「刑事告訴」と「民事訴訟」しかないのでしょうか? どちらも時間、手間、コストがかかり、実際のところ、誹謗中傷のすべてが犯罪や賠償に該当するわけではありません。むしろそうではないケース、告訴や裁判で争えない些細<sup>ささい</sup>な事案のほうが多いです。

私は誹謗中傷の被害者から直接相談をいただくことがあります。ほとんどの人が、面倒な警察沙汰や裁判を避けたいという意思をお持ちです。そんなときは、例えば次のようなアドバイスをしています。

「SNSのトップや固定コメントなど、いちばん目立つ場所に、『現在〇〇という事実無根のデマ、誹謗中傷の被害にあっており、専門家と連携しながら法的措置を進めています』というメッセージを掲載してみてください」

これだけで、たいていの誹謗中傷は止まります。SNSトップ画像に同様のメッセージを差し込むのも効果的です。これを見てもなお、相手が誹謗中傷をやめないのであれば、そのときはその人のお望みどおり、本当に法的措置を取ればよいでしょう。

重要なポイントは、その誹謗中傷の内容が虚偽、事実無根ならばしっかりと反論し、明確に否定すること。ネット上において「沈黙は金」ではなく、黙っていたら認めたことになる世界、



言ったもの勝ちの世界です。見えるかたちでしっかりと反論することが重要になります。

もし身近な人、家族や友人が誹謗中傷の被害にあったのなら、ぜひこの対処法を教えてください。

### 「味方」の姿は見えない

誹謗中傷の被害者は、精神的にも相当なダメージを受けています。冒頭でもお伝えしたとおり、どんなに強い人でも、度を越えた大量の「擦り傷」「切り傷」を負えば命にかかわりますし、数百万人から小突かれれば、死んでしまうこともあります。

幸いなことに世間の大多数の人たちは、SNSに誹謗中傷など投稿しないまともな人たちです。そしてもちろん、それらの誹謗中傷には同意していません。むしろ嫌悪しているでしょう。

ですが、そういった人たちは「ヒマ」ではないので、わざわざそれを投稿しません。ネットでは「書かない人＝いない人」です。味方である人々の姿は、残念ながら見えないのです。

誹謗中傷の被害を受けると、あたかも「全世界のすべてが自分を攻撃している」と感じてしまいがちです。被害者をケアする際には「その誹謗中傷は世の中の主流意見ではないよ。世間の大多数はそんなことを思っていないからね。見えないだけだよ」ということを、上手にしっかり伝えてあげてください。

### ネットの匿名性は幻想

「ネットの匿名性」はよく耳にする言葉ですが、実際はネットに匿名性など存在しません。犯罪捜査であれば、裁判官の差し押さえ令状によって投稿者の身元照会が可能ですし、また一般人でも、裁判所の手続きを経て許可を得られれば、投稿した人間が誰なのかを確認することができます。つまり「ネットの匿名性」なんて単なる幻想に過ぎないのです。最近の法改正では、その手続きがよりスムーズに行えるように、

手順の簡素化も進められています。

ネットは身分がバレる場所、名札を付けて繁華街を歩いているのと同じ。匿名性という誤解が誹謗中傷を生み出すのなら、まずはこの事実をしっかり認識してほしいと思います。

加えてSNSには「投稿者のキャラクターが色濃くにじみ出る」という特徴があります。ちょっと思い出してみてください。皆さんのまわりに、日常生活では「普通の人」「いい人」なのに、SNSの中だと、自慢話が好きだったり、いつもケンカ腰だったり、「このタイミングで、それ言っちゃうんだ……」っていう人、いませんか？ 恐ろしいことに、たいていSNSのキャラクターのほうが「本物」です。SNSは想像以上に自分の本性がバレる道具なのです。自分の「本当の姿」を世間に見せている道具だということを、もっと強く認識して使うべきでしょう。

### 「表現の自由」という責任

表現の自由とは、何を言ってもよい、何を書いても許されるという意味ではありません。

「何を言っても自由、何を書いても自由だけど、その責任は全部あなたが背負う」、これが表現の自由です。むしろ「表現の責任」と称したほうが分かりやすいでしょう。

モラルや品性は人それぞれですが、何でも好き勝手に言い放ち、人を傷つけ、責任を取らないことが当たり前になれば、やがてさまざまな問題が起き、最終的に「表現の自由を制限しよう」という動きにもつながりかねません。表現の自由の「自殺」です。今こそ誹謗中傷の問題に、正面からしっかりと向き合うべきです。

最後に、私が講演でお伝えしている「ネットで絶対に失敗しない方法」をお教えします。

ネットやSNSに何かを投稿する際は、「その投稿を自宅の玄関ドアに貼れるのか」その光景を想像し、投稿するかどうかを決めてください。これだけ！ たいていの「ネットの失敗」は、これで防ぐことができます。